

○財務省告示第百二十七号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十二年三月二十三日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 菅 直人

平成二十二年四月二日

一 名称及び記号
利付国庫債券（二十年）（第一百
六回）

二 発行の根拠
財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び財政
運営に必要な財源の確保を図る
ための公債の発行及び財政投融
資特別会計からの繰入れの特例
に関する法律（平成二十一年法
律第十七号）第二条第一項並び
に特別会計に関する法律（平成
十九年法律第二十三号）第四十
六条第一項及び第四十七条
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

三 振替法の適用等
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国

四 発行方法

定めるものによる発行（以下「国

五

方募

入 価 法 入
札 格 決
発 競 定
行 争 の

債 市 場 特 別 参 加 者 ・ 第 I 非 価 格
競 争 入 札 発 行 一 と い う 。
格 競 争 入 札 の 募 入 の 決 定 を し た
後 に 行 わ れ る 入 札 で あ っ て 、 財
務 大 臣 が 各 国 債 市 場 特 別 参 加 者
ご と に 応 募 限 度 額 を 定 め る も の
に よ る 発 行 一 以 下 一 国 債 市 場 特
別 参 加 者 ・ 第 II 非 価 格 競 争 入 札
発 行 一 と い う 。

ロ

各 申 込 み の うち 応 募 額 を 順 次 割 り
も の か ら そ の 応 募 額 を 順 次 割 り
当 て る 。
各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各 の 申
募 限 度 額 の 範 囲 内 に お い て 各 申
込 み の 応 募 額 を 割 り 当 て る 。

六

イ

発

入 価
札 格
発 競
行 争

額 面 金 額 で 一 兆 七 十 億 円
う ち 財 政 法 第 四 条 第 一 項 の 規
定 に 基 づ き 発 行 し た 利 付 国 債 に
つ い て は 、 額 面 金 額 四 十 五 万 円
九 十 八 億 七 千 六 百 四 十 五 万 円
財 政 運 営 に 必 要 な 財 源 の 確 保 を

十 十
三 二

十 十
イ 一
ロ

九 八

ハ

発

振 額 最

経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入 価 発
 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 札 格 行 行
 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 発 競 価
 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 行 争 格 日

替 額 低 行 争 非 者 特 国 行 争 非
 単 額 額 入 価 ・ 別 債 入 価
 位 面 金 札 格 第 参 市 札 格

(一) 年
 二
 募 ・
 入 二
 決 パ
 定 ー
 の セ
 通 ン
 知 ト
 を
 受
 け
 た
 者

銭 額 以 額 平 ず 額 の 振
 面 上 面 成 る の 記 替
 金 の 金 二 。 整 載 法
 額 そ 額 十 数 又 の 規
 百 ぞ 百 二 倍 は 定
 円 ぞ 円 年 の 記 録 による
 に れ の つ き 百 円 五 十 銭
 つ け 募 価 格
 き 百 円 五 十 七

五 万 円
 振 替 法 の 規 定 による 振 替 口 座 簿
 の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 の 面 金
 の 整 数 倍 の 金 額 による も の と
 する 。
 平成 二 十 二 年 三 月 二 十 三 日

円 六 百 五 十 七 億 七 千 二 百 七 十 八 万

